

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2705号及び第2706号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2705号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第2706号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

(1) 「(1)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）(2)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）(4)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書（平成30年分）(5)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書（令和元年分）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2705号】

(2) 「1 「地域ケアプラザ職員異動に関する報告書 横浜市瀬谷区にある特定地域ケアプラザに配置されている職員（主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師）の交代の際に瀬谷区役所に提出すべき書類で次の内容のわかるもの①届出のされた年月日②職員の配置が開始された年月日③添付書類の種類（資格を証する書類、経歴書、その他 ただし個人を特定する情報を除いたもの）期間：2013年度～現在」のうち、(1)地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成25年分）(2)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）の①届出のされた年月日(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）の①届出のされた年月日(4)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）の①届出のされた年月日」及び「2 平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書あるいはその廃棄記録」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2706号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2705	令和2年1月8日	令和2年1月24日	令和2年2月5日	令和2年3月6日	個人	市長
2706	令和2年1月8日	令和2年1月24日	令和2年2月5日	令和2年3月6日	個人	市長

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2705	<p>「(1) 地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）(2) 地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）(3) 地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）(4) 地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書（平成30年分）(5) 地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書（令和元年分）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当</b></p> <p>・異動前後の状況、資格の確認内容及び資格証・経歴書</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき
2706	<p>「1 「地域ケアプラザ職員異動に関する報告書 横浜市瀬谷区にある特定地域ケアプラザに配置されている職員（主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師）の交代の際に瀬谷区役所に提出すべき書類で次の内容のわかるもの①届出のされた年月日②職員の配置が開始された年月日③添付書類の種類（資格を証する書類、経歴書、その他ただし個人を特定する情報を除いたもの）期間：2013年度～現在」のうち、(1) 地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成25年分）(2) 地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）の①届出のされた年月日(3) 地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）の①届出のされた年月日(4) 地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）の①届出のされた年月日」及び「2 平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書あるいはその廃棄記録」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>非開示</p> <p><b>条例第10条第2号に該当</b></p> <p>・「(1) 地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成25年分）」（以下「文書1」という。）</p> <p>（横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）第10条第4項に規定する行政文書分類表（課等別）に基づき、保存年限（5年）経過により廃棄済みであり、保有していないため。）</p> <p>・「(2) 地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）」、「(3) 地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）」及び「(4) 地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）」の届出のされた年月日（以下「文書2」という）</p> <p>（当該開示請求に係る行政分保に届出日を記載する欄を設けておらず、また収受に記録も作成していないことから、届出のされた年月日については作成しておらず、保有していないため。）</p> <p>・「2. 平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書（地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書）」（以下「文書3」という。）及び文書3の廃棄記録（以下「文書4」という。）</p> <p>（平成23年度取得の文書については、文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表（課等別）に基づき、保存年限（5年）経過により廃棄済みであり、また廃棄簿を作成しておらず、いずれも保有していないため。）</p>	原処分妥当

## 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2705	<p><b>《地域包括支援センターに係る事務について》</b></p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）では、地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業、同条第2項各号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすること及び市町村長はセンターを設置できることを規定している。</p> <p>横浜市では、福祉サービス・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として、横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）に基づいて地域ケアプラザを設置しており、同条例第2条第5項の規定により、地域ケアプラザにセンターを置いている。また、同条例第4条第1項第1号では、センターの事業を含む地域ケアプラザに係る事業を指定管理者に行わせることを規定している。</p> <p>センターには、介護保険法第115条の46第5項及び横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号）第4条（同条例の施行前は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66）の規定により、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」及び「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」（これらを総称して、以下「保健師等」という。）の3つの職種に係る常勤の職員を配置すべきこととされている。この点、横浜市では、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言として厚生労働省関係課長名で発出された通知（「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）を参考にして、職種ごとに、特定の業務経験があること、特定の研修を終了していること等の要件を定めており、当該要件のいずれかに該当する者を、当該職種に係る「その他これに準ずる者」として扱うこととしている。</p> <p>また、横浜市と地域ケアプラザの指定管理者との間で締結する基本協定（以下「基本協定」という。）では、地域ケアプラザの指定管理者は、センターに配置する保健師等を異動させ、及び新たに配置する場合は、横浜市に報告しなければならないこととされており、当該報告は、地域ケアプラザを所管する区の福祉保健センター福祉保健課に対して行われる。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、本件施設の指定管理者である特定社会福祉法人が、保健師等を本件施設から異動させ、及び本件施設に新たに配置することを横浜市に報告するために提出した報告書である。</p> <p>本件審査請求文書は、施設名、異動及び配置に係る職員の職種及び氏名並びに異動及び配置の年月日が記載された報告書（以下「異動等報告書」という。）及びその添付書類からなる。異動等報告書の一部には、異動及び配置に係る職員の異動及び配置の理由も記載されている。また、異動等報告書の添付書類は、チェック欄に印を付すことで、本件施設に置かれたセンターの保健師等が実際に保有する資格又は該当する「その他これに準ずる者」に係る要件（これらを総称して、以下「資格等」という。）を示すためのチェックシート（以下「チェックシート」という。）並びに当該チェック欄の記載を裏付けるための資格証及び経歴書である。</p> <p>実施機関は、異動等報告書に記載された情報のうち職員の異動及び配置の理由（以下「非開示部分1」という。）、チェックシートに記載された情報のうち該当の職種に係る職員の資格等が分かる記載（以下「非開示部分2」という。）及び該当の職種に係る職員の氏（以下「非開示部分3」という。）並びに資格証及び経歴書（以下「非開示部分4」という。）の全部を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>なお、実施機関は、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の職種及び氏名については、開示している。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2705</p>	<p><b>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</b></p> <p>ア 非開示部分1について</p> <p>(ア) 本号本文の該当性について</p> <p>非開示部分1は、特定の職員の異動及び配置の理由に係る情報であるから、個人に関する情報に当たる。また、本件処分においては、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名が開示されているため、非開示部分1は、特定の個人を識別することができる情報であるから、個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書の該当性について検討する。</p> <p>(イ) 本号ただし書の該当性について</p> <p>a まず、本号ただし書ウの該当性であるが、本件施設の職員は、特定社会福祉法人の職員であって横浜市の職員ではなく、したがって、本号ただし書ウのかっこ書で定義する「公務員等」には当たらない。</p> <p>この点、審査請求人は、国家賠償請求に係る最高裁判所平成19年1月25日第一小法廷判決（平成17年（受）第2335号損害賠償請求事件）から、指定管理者が運営する指定管理施設の職員の情報は、本号ただし書ウの「公務員等」と同等とみなすべき情報又は「公務員等」に準ずる者の情報であると主張する。</p> <p>しかし、上記最高裁判所の判決は、あくまでも国家賠償法第1条第1項の「公務員」の解釈についてのみ判断したものであって、審査請求人の主張は当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>したがって、非開示部分1は、本号ただし書ウに該当しない。</p> <p>b 次に、本号ただし書アの該当性であるが、横浜市では、指定管理者の保有する情報の公開について、基本協定において、横浜市の示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」（以下「標準規程」という。）に準拠した情報公開規程を作成し、当該規程に基づいて文書等の開示の申出を受け、これに応じることを指定管理者に義務付けている。そして、標準規程では、指定管理者の職員の職務の遂行に係る情報のうち職務遂行の内容に係る部分を、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。</p> <p>このため、指定管理者の職員の職務の遂行の内容に係る情報については、当該指定管理者の作成した情報公開規程に基づいて文書等の開示申出をした場合、開示されるべきものであるから、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たると考えられる。</p> <p>しかし、職員の異動及び配置の理由に係る情報は、職務の遂行の内容に係る情報ではないことから、本件施設の指定管理者としての特定社会福祉法人に文書等の開示の申出をしたとしても開示されるものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。</p> <p>したがって、非開示部分1は、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>c また、非開示部分1は、本号ただし書イに該当しない。</p> <p>イ 非開示部分2及び非開示部分4について</p> <p>(ア) 本号本文の該当性について</p> <p>非開示部分2及び非開示部分4は、該当の職種に係る特定社会福祉法人の職員が保有している資格等に係る情報であるから、個人に関する情報に当たる。また、本件処分においては、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名が開示されているため、非開示部分2及び非開示部分4は、特定の個人を識別することができる情報である。なお、非開示部分4は、書式を明らかにしただけで保有している資格の種類が判断できるものと認められるから、非開示部分4全体が特定の個人を識別することができる情報である。</p>

答申 番号	判断の要旨
2705	<p>したがって、非開示部分2及び非開示部分4は、本号本文に該当する。</p> <p>(イ) 本号ただし書の該当性について</p> <p>a まず、本号ただし書ウの該当性であるが、上記イ(ア)のとおり、本件施設の職員は、本号ただし書ウの「公務員等」には当たらない。</p> <p>したがって、非開示部分2及び非開示部分4は、本号ただし書ウに該当しない。</p> <p>b 次に、本号ただし書アの該当性であるが、職員が保有している資格に係る情報は、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないから、本件施設の指定管理者としての特定社会福祉法人に文書等の開示の申出をしたとしても開示されるものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。</p> <p>したがって、非開示部分2及び非開示部分4は、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>c また、非開示部分2及び非開示部分4は、本号ただし書イに該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分3について</p> <p>非開示部分3は、特定社会福祉法人の職員の氏であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。しかし、実施機関は、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名を開示している。</p> <p>当該氏名を開示した理由について実施機関に確認したところ、次のような説明があった。</p> <p>異動及び配置に係る職員の職種、氏名並びに異動及び配置の年月日について、特定社会福祉法人は、自らが発行する本件施設の広報誌に掲載し、当該広報誌をインターネット上に掲載する扱いをしている。このため、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名については、本号ただし書アに該当するとして開示した。</p> <p>実施機関の説明した扱いからすれば、本件施設の異動及び配置に係る職員の氏名は、慣行として公にされている情報ということができ、実施機関が本号ただし書アに該当するとして開示したことは妥当であると考えられる。そうすると、チェックシートに記載された職員の氏も慣行として公にされている情報に当たるから、非開示部分3は、本号ただし書アに該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2706	<p><b>《地域包括支援センターに係る事務について》</b></p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）では、地域包括支援センターについて、同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業、同条第2項各号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすること及び市町村長は地域包括支援センターを設置できることを規定している。</p> <p>横浜市では、福祉サービス・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として、横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）に基づいて地域ケアプラザを設置しており、同条例第2条第5項の規定により、地域ケアプラザに地域包括支援センターが置かれている。また、同条例第4条第1項第1号では、地域包括支援センターの事業を含む地域ケアプラザに係る事業を指定管理者に行わせることを規定している。</p> <p>地域包括支援センターには、介護保険法第115条の46第5項及び横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号）第4条（同条例の施行前は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66）の規定により、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」及び「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」（これらを総称して、以下「保健師等」という。）の3つの職種に係る常勤の職員を配置すべきこととされている。この点、</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2706</p>	<p>実施機関では、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言として厚生労働省関係課長名で発出された通知（「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号））を参考にして、職種ごとに、特定の業務経験があること、特定の研修を終了していること等の要件を定めており、当該要件のいずれかに該当する者を、当該職種に係る「その他これに準ずる者」として扱うこととしている。</p> <p>また、横浜市と地域ケアプラザの指定管理者との間で締結する基本協定では、地域ケアプラザの指定管理者は、地域包括支援センターに配置する保健師等を異動させ、及び新たに配置する場合は、横浜市に報告しなければならないこととされており、当該報告は、地域ケアプラザを所管する区の福祉保健センター福祉保健課に対して行われる。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、本件施設の指定管理者である特定社会福祉法人が、特定社会福祉法人の保健師等の職種の職員について、本件施設から異動させ、及び本件施設に新たに配置することを横浜市に報告するために提出した文書（以下「異動等報告書」という。）及びその添付書類並びにその廃棄記録である。</p> <p>このうち、文書1は平成25年分の異動等報告書及びその添付書類、文書3は平成23年10月1日の異動等報告書及びその添付書類である。実施機関は、文書1及び文書3は保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないとして非開示としている。</p> <p>また、文書2は、平成26年、平成28年及び平成29年の異動等報告書であって届出年月日の分かるものである。これらの年の異動等報告書には、届出年月日を記載する欄を設けておらず、ほかに届出年月日の分かる記載や記録がないことから、実施機関は作成又は取得しておらず、保有していないとして非開示としている。なお、実施機関は、届出年月日の記載のない平成26年分、平成28年分及び平成29年分の異動等報告書は別途特定し、一部開示している。</p> <p>文書4は、文書3の廃棄記録であり、実施機関は、作成しておらず、保有していないとして非開示としている。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと説明しているため、当審査会では、令和3年11月10日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 瀬谷区福祉保健センター福祉保健課（以下「瀬谷区福祉保健課」という。）では、健康福祉局地域福祉保健部地域支援課長が令和2年7月15日健地支第359号により発出した「行政文書の廃棄時における適切な取扱いの徹底について（通知）」（以下「地域支援課長通知」という。）により異動等報告書の取扱いが各区に周知される前は、異動等報告書及びその添付書類を地域ケアプラザから受け取り、職員の配置状況を確認したら、地域ケアプラザごとに作成しているファイルにつづって保管していた。また、異動等報告書は、保存期間5年の行政文書として、提出された年度の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過した年度の文書整理週間（毎年、原則として6月から8月までに設けられている。）にファイルから抜き出し、廃棄していた。廃棄の際には、区長の決裁を得ることも、廃棄の記録を作成することも行っていなかった。</p> <p>(イ) なお、現在では、地域支援課長通知で示された取扱いのとおり異動等報告書を取り扱っており、地域ケアプラザから異動等報告書が到達した場合には、横浜市文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）第9条及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第11条第1項に基づき、文書管理規則第2条第2項の文書管理システムに登録し、異動等報告書の保存期間を経過した場合には、文書管理規則第13条第1項に基づき、区長の決裁を得て廃棄している。</p> <p>(ウ) 異動等報告書の提出を受けた際には、従前から、その写しのデータを健康福祉局地域福祉保健部地域支援課（以下「地域支援課」という。）にメールで送付している。</p> <p>(エ) 瀬谷区福祉保健課では、本件処分を行うにあたって、本件施設に関するファイル、共有サーバ及び担当者のメールフォルダを探索したが、文書1及び文書3の存在は確認できなかった。したがって、文書1は令和元年度、文書3は平成29年度の文書整理週間に</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2706</p>	<p>廃棄したものと判断した。</p> <p>(オ) 文書2については、平成26年から平成29年までの異動等報告書には届出年月日を記載する欄がないこと、また、その他届出年月日の分かる記載や記録を探索したが存在を確認できなかったことから、作成又は取得しておらず保有していない。</p> <p>(カ) 文書4については、文書3の廃棄の際には、上記(ア)のとおり、廃棄の記録は作成していなかったため、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 文書1及び文書3について</p> <p>瀬谷区福祉保健課では、地域支援課長通知以前は廃棄した記録を作成していないことから、文書1及び文書3を廃棄した記録を確認することはできなかった。しかしながら、瀬谷区福祉保健課では、上記ア(ア)のとおり、毎年の文書整理週間に保存期間を経過した異動等報告書を廃棄していたとのことであり、文書1及び文書3はそれぞれ保存期間を経過した後の文書整理週間に廃棄したことが推認できる。また、瀬谷区福祉保健課に文書1及び文書3が存在することを推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>次に、地域支援課に送付された平成25年又は平成23年10月1日の異動等報告書のデータが地域支援課に保存されているのであれば、文書1又は文書3として特定すべきであるため、この点について地域支援課に確認したところ、異動等報告書のデータは、各区で職員配置を確認した後に地域支援課においても補助的に確認するために地域支援課への送付を各課に依頼しているものであって、地域支援課においては保存期間1年未満の文書として事務処理上不要となった時点で削除しており、共有サーバ内に残っていないか確認したが本件施設の平成25年及び平成23年10月1日の異動等報告書のデータは存在しなかったとのことであった。</p> <p>なお、審査請求人は、異動等報告書の保存期間の起算点を文書の提出日ではなく、職員の配置が終了した時点とすべきである旨主張している。この点について実施機関に確認したところ、地域ケアプラザの指定管理期間は5年間であるため、異動等報告書の保存期間を文書の提出日を起算点として5年とすれば、異動等報告書は指定管理期間中は保存され、いつでも職員配置を確認できることとなるから不都合はないとのことであった。この実施機関の異動等報告書の保存期間の起算点の考え方は不合理ではない。</p> <p>したがって、文書1及び文書3は廃棄済みであり、保有していないという実施機関の説明は是認できる。</p> <p>(イ) 文書2について</p> <p>当審査会が見分したところ、実施機関の説明のとおり、平成26年から平成29年までの異動等報告書の様式には、届出年月日を記載する欄が設けられていなかった。また、上記ア(イ)のとおり適切に異動等報告書を取り扱っていれば異動等報告書の届出年月日が收受日として文書管理システムに記録されるため、その記録で届出年月日が分かるはずであるが、瀬谷区福祉保健課では、平成26年から平成29年までの期間は異動等報告書を文書管理システムに登録していなかったとのことであるため、收受日の記録も存在しない。そのほかに、文書2が存在することを推認させる特段の事情も認められないことから、文書2は存在しないという実施機関の説明は是認できる。</p> <p>(ウ) 文書4について</p> <p>文書管理規則第13条第1項では「課等の長は、その保存する行政文書で保存期間を経過した・・・行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定している。この行政文書の廃棄の決裁文書は、「文書廃棄決定関係書類」に分類され、保存期間は30年であることから、実施機関が文書3を廃棄する際に、文書管理規則第13条第1項に基づき適切に文書廃棄の事務を行っていれば、文書4は存在するはずである。しかしながら、実施機関は、地域支援課長通知が発出される以前は廃棄の決裁を得ずに異動等報告書の廃棄を行っていたため、文書4を作成していないと説明する。当時の実施機関の文書廃棄の事務処理は不適切であるが、文書3の廃棄の際に決裁を得ておらず、また、その他廃棄を記録した文書の存在を推認させる事情も認められないことから、文</p>



答申番号	判断の要旨
2706	<p>書4は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は是認せざるを得ない。</p> <p>また、当審査会が実施機関に確認したところ、地域支援課に送付された異動等報告書は、保存期間1年未満の文書であるため、廃棄記録を作成しておらず、保有していないとのことであった。文書管理規則第13条第2項では「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と局区長の決裁を得て廃棄することを定める第1項の例外を規定していることから、この実施機関の説明は、不合理とはいえない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

#### （開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881